

認可保育所、認定こども園  
地域型保育事業所、横浜保育室  
認可外保育施設、病児保育事業 受託医療機関

設置者・園長・施設長各位

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課長

## 令和 2 年度追加分 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の 申請内容の変更手続き及び申請の再受付の開始について（通知）

日頃より、本市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の対策にあたり、保育・教育現場において多大なる御尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

令和 2 年 12 月 9 日付こ保運第 3569 号「令和 2 年度追加分 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の申請内容の変更手続き及び申請の再受付について（お知らせ）」で御連絡しましたとおり、本補助金について、当初の申請の御案内において、一時預かり事業の対象範囲等、申請にあたっての説明が不十分な部分があったことから、当該部分について改めて整理し、申請内容の変更及び申請の再受付を行います。

つきましては、申請を希望される場合は、別紙を御参照のうえ、手続きを進めていただきますようお願いいたします。

### 1 申請対象

- (1) 令和 2 年度追加分補助金を申請済みで、一時預かり事業（※）について、修正して申請を希望される場合（変更申請）

※ なお、一時預かり事業に関わらず、当初の申請時に上限額まで申請しておらず、この機会に、改めて申請金額の増額を希望される場合も対象とします。

- (2) 令和 2 年度追加分補助金の申請が 11 月 20 日の締切までに間に合わなかった施設で、新規の申請を希望される場合（追加申請）

なお、上記（1）、（2）に該当しない場合には、再度の申請は不要です。

**申請書の提出〆切は、12月28日（月）消印有効です。（締切厳守）**

※ 本通知は、厚生労働省が定める本補助事業の対象施設・事業者（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室、本市に届出済みの認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、本市が病児保育事業を委託している医療機関）に送付しています。

裏面あり

## 2 対象となる一時預かり事業について

次の①～④のいずれかを実施し、令和元年度又は2年度(令和3年1月末日まで)の実績がある場合のみ対象となります。複数の一時預かり事業を実施していても、一時預かり事業にかかる申請上限額は50万円となります。

対象事業	備考
①保育所等※での一時保育事業 ※認可保育所、特定地域型保育事業、幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非定型的保育、緊急保育、リフレッシュ保育の別は問いません。</li> <li>・休日一時保育事業、24時間型緊急一時保育事業も含まれます。</li> <li>・年度限定保育を含みます。</li> </ul>
②幼稚園等※一時預かり保育事業 ※幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園	令和2年度私立幼稚園等一時預かり保育事業補助金の交付決定通知（こ字第966号）を受けている場合のみ
③横浜保育室での一時保育	
④乳幼児一時預かり事業	・単独型、小規模保育事業の併設型

## 3 留意事項

(1) 様式は、既に申請済みの内容を変更する「変更交付申請」については、「**補助金変更交付申請書**」を、新たに補助金の交付申請を行う「追加申請」については、「**補助金交付申請書（第1号様式）**」を御提出ください。**補助申請上限額は、各施設により異なります。**

(2) 一時預かり事業分を申請された場合で、申請日時点において実績が確認できない場合は、1月末時点での実績の有無を確認したうえで、交付決定通知書を送付します。別途、確認資料の提出を依頼しますので、御対応をお願いいたします。（提出様式例：一時保育事業…横浜市一時保育事業利用状況報告書など）

(添付資料) ※ **申請書作成にあたっては、横浜市ホームページで必ずご確認をお願いします。**

**別紙1** 令和2年度追加分新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金の変更申請手続きについて

**別紙2** 令和2年度追加分新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金の申請手続きについて

横浜市トップページ> 事業者向け情報> 分野別メニュー> 子育て>

子ども・子育て支援新制度への移行案内> 横浜市から施設・事業者のみなさまへのお知らせ

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu\\_oshirase.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.html)

担当：子ども青少年局 保育・教育運営課

令和2年度追加分コロナ拡大防止対策補助金担当

Email：[kd-hoikumineika@city.yokohama.jp](mailto:kd-hoikumineika@city.yokohama.jp)

電話：671-2400